

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年11月10日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | 沖電気工業株式会社 |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3501 - 3111（大代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理部長 布施 雅嗣 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 沖電気工業株式会社 （東京都港区虎ノ門1丁目7番12号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

（注1） 本書中の「当社」とは、沖電気工業株式会社をいいます。

（注2） 本書中の「対象者」とは、沖電線株式会社をいいます。

（注3） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注4） 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

（注5） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

（注6） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月1日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成29年11月1日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

買付予定数の下限の設定

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

公開買付届出書の添付書類

平成29年11月1日付公開買付開始公告

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成30年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に、対象者が平成29年10月1日を効力発生日として行った対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成30年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された対象者が平成29年10月1日を効力発生日として行った対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた()株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。
()対象者によれば、上記の自己株式数(288,438株)の他に、株主名簿上は対象者名義となっている株式が1,000株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は100株)あることから、本公開買付けにおいては、対象者が所有する自己株式数を288,538株として記載しております。以下、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した対象者が所有する自己株式数において同じとします。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針
(訂正前)

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社5社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度（平成32年3月期）を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

< 後略 >

(訂正後)

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社4社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度（平成32年3月期）を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

< 後略 >

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

買付予定数の下限の設定

(訂正前)

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株（所有割合：32.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（1,170,800株）は、()対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数（38,990,870株）に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数（3,899,087株）から、()対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（2,885,388株）に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数（288,538株）並びに()当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）並びに当社が所有する対象者株式の数（1,307,540株）をそれぞれ控除した株式数（2,264,602株）の過半数に相当する株式数（1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式の数にあたります。）を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）を加えた株式数（1,170,709株）の1単元（100株）の倍数に切り上げた数（1,170,800株）となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(訂正後)

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株（所有割合：32.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（1,170,800株）は、()対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数（3,899,087株）から、()対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数（288,438株）に100株を加えた株式数（288,538株）並びに()当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）並びに当社が所有する対象者株式の数（1,307,540株）をそれぞれ控除した株式数（2,264,602株）の過半数に相当する株式数（1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式の数にあたります。）を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）を加えた株式数（1,170,709株）の1単元（100株）の倍数に切り上げた数（1,170,800株）となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(3)【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

<前略>

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株を記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540株)を控除した株式数(2,303,009株)です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株を記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540株)を控除した株式数(2,303,009株)です。

<後略>

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

<前略>

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成29年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成29年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。

<後略>

公開買付届出書の添付書類

平成29年11月1日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成30年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に、対象者が平成29年10月1日を効力発生日として行った対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成30年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された対象者が平成29年10月1日を効力発生日として行った対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた()株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

()対象者によれば、上記の自己株式数(288,438株)の他に、株主名簿上は対象者名義となっている株式が1,000株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は100株)あることから、本公開買付けにおいては、対象者が所有する自己株式数を288,538株として記載しております。以下、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した対象者が所有する自己株式数において同じとします。

< 後略 >

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針
(訂正前)

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社5社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度（平成32年3月期）を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

<後略>

(訂正後)

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社4社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度（平成32年3月期）を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

<後略>

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

買付予定数の下限の設定

(訂正前)

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株（所有割合：32.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（1,170,800株）は、()対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数（38,990,870株）に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数（3,899,087株）から、()対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（2,885,388株）に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数（288,538株）並びに()当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）並びに当社が所有する対象者株式の数（1,307,540株）をそれぞれ控除した株式数（2,264,602株）の過半数に相当する株式数（1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式の数にあたります。）を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）を加えた株式数（1,170,709株）の1単元（100株）の倍数に切り上げた数（1,170,800株）となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(訂正後)

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株（所有割合：32.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（1,170,800株）は、()対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数（3,899,087株）から、()対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数（288,438株）に100株を加えた株式数（288,538株）並びに()当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）並びに当社が所有する対象者株式の数（1,307,540株）をそれぞれ控除した株式数（2,264,602株）の過半数に相当する株式数（1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式の数にあたります。）を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）を加えた株式数（1,170,709株）の1単元（100株）の倍数に切り上げた数（1,170,800株）となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

< 前略 >

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株を記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540株)を控除した株式数(2,303,009株)です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株を記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540株)を控除した株式数(2,303,009株)です。

< 後略 >

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合

(訂正前)

< 前略 >

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。以下(7)及び(8)において同様です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。以下(7)及び(8)において同様です。

< 後略 >